

令和7年10月30日

まちづくり委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）狭あい道路対策事業の取組状況について

資料 狭あい道路対策事業の取組状況について

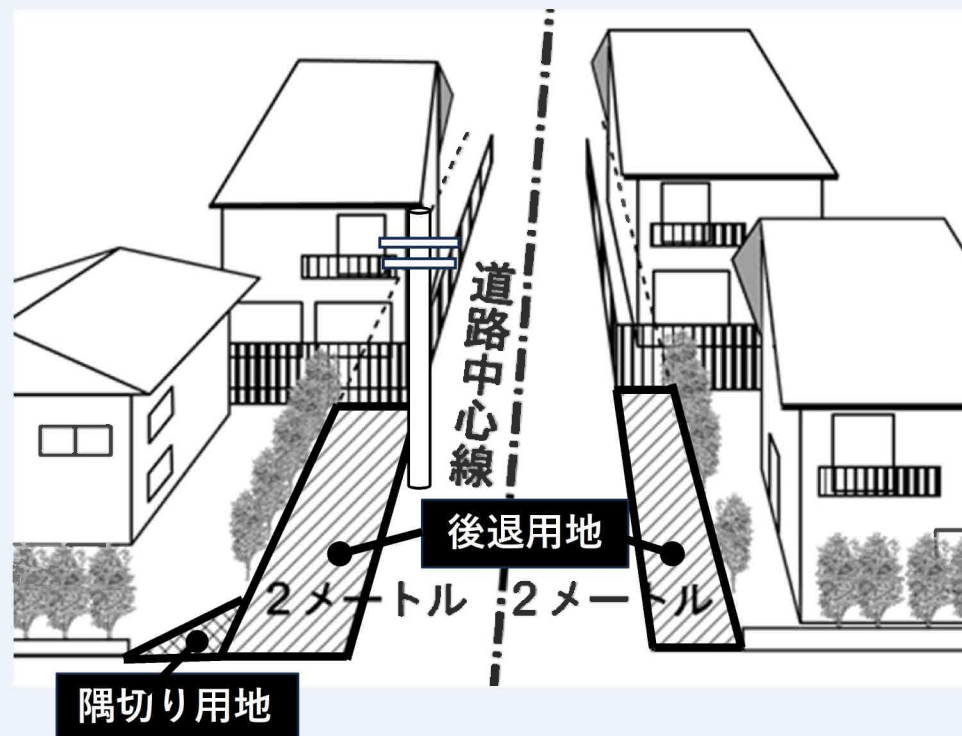
まちづくり局

(1) 狭あい道路とは

- ### 《参考》2項道路について

建築基準法上の道路は幅員は4m以上とされていますが、建築基準法施行時点などにおいて、既に建物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路で、本市が指定したものを「2項道路」といいます。

「2項道路」は、建て替えなどを行う際には、道路の中心から2mの位置まで建物や塀を後退させる（セットバック）必要があり、将来的に4mに広げていくことが目指されている道路です。



狭あい道路対策事業の取組状況について

1 背景・現状

(2) 狭あい道路の問題と拡幅整備の必要性

- ・ 狭あい道路及び周辺敷地において、**防災上・生活衛生上の様々な問題**を抱えており、特に災害時には道路閉塞により、避難や救出活動に支障をきたすおそれがあります。
- ・ 狭あい道路の拡幅整備については、市民が所有する敷地の一部を道路状にする必要があるため、建築物の建て替えの際に、建築主等の理解と協力の下で進めており、

① 大規模地震の切迫性を踏まえた整備の必要性

- ・ **震災時の道路閉塞の防止**・避難、救出活動の円滑化による震災被害の最小化

② 高齢化の進行を踏まえた整備の必要性

- ・ **福祉車両等の利用増加に伴う、車両通行等の円滑化**
- ・ 高齢者の避難への配慮として災害時に備えた**広く安全な避難経路の確保**

③ 生活利便性・経済活動への影響を踏まえた整備の必要性

- ・ **宅配便やタクシーなどの通行の円滑化による生活利便性や地域経済活動の向上**

といった観点から**迅速に拡幅整備を進める必要があります。**



塀等の倒壊で道路が閉塞しやすい



福祉車両の通行に支障がある

(全ての写真：杉並区HPより)

狭あい道路対策事業の取組状況について

1 背景・現状

(3) 国の動向

- 国は、令和3年に**住生活基本計画で狭あい道路対策の目標を位置付け**※、令和6年に好事例等を横展開するために狭あい道路対策に関する**ガイドラインを作成**したほか、**拡幅整備や狭あい道路の整備方針策定への補助事業の実施等**、**狭あい道路の解消に向けた取組を推進**しています。

※「都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進」することを目標として位置付けています。

(4) 市内の狭あい道路の総延長

- 幅員4mにセットバック済みの道路も含め、総延長は約400km（両側800km）あり、そのうち、公道約310km、私道約90kmです。
- 各区における延長は表のとおりです。

延長(km)	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全域
公道	8	19	48	63	58	74	37	307
私道	19	19	29	9	2	6	4	88

狭あい道路対策事業の取組状況について

2 本市のこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

- 建て替えの際の建築確認申請に先立ち、要綱に基づき、建築主と「狭あい道路拡幅整備協議（狭あい協議）」を実施し、後退位置を決定しています。（年間約700件実施（公道約450件））
- 後退用地に支障物を置かないことを条件に、後退用地を市が無料で舗装する制度（狭あい道路拡幅整備工事）を実施しています。（年間約30件）
- 狭あい道路が公道の場合に後退用地の寄附を受ける「寄附制度」を実施しています。（年間約15件受納）
- 寄附制度を活用した場合に、後退用地の支障物（門、塀等）の撤去費用を、市積算額の1/2かつ30万円まで助成する「支障物撤去助成金制度」を実施しています。（年間約2件）
- 拡幅の重要性や市の制度内容が市民への浸透を図るため、チラシの配布、体験型模型を活用し、防災イベント等での周知活動を実施しています。（年間2回以上）



市舗装の事例



キャラクターを用いたチラシ



ラジコンによる体験型模型

狭あい道路対策事業の取組状況について

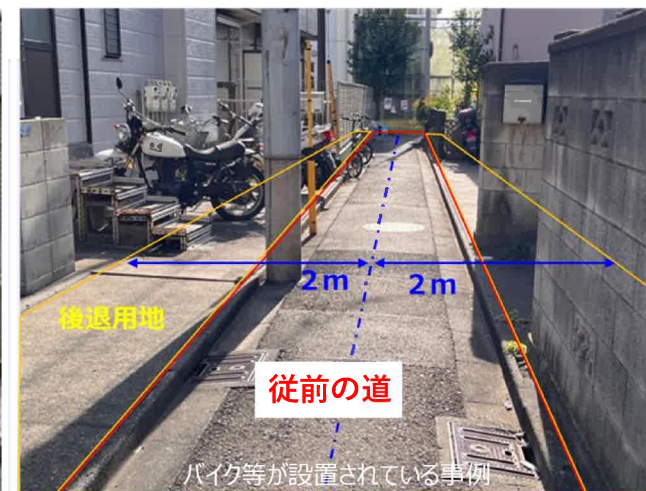
2 本市のこれまでの取組と課題

(2) 市内の狭あい道路の課題

建て替えにより建築物の後退は進んでいますが、次のような課題が生じています。

課題① 後退用地への支障物の設置

後退用地に支障物（生け垣、自動車、自動販売機等）が置かれることが多く、車両の通行等に支障が生じ、震災時には道路が閉塞し、円滑な避難を阻害する原因になります。



課題② 道路内の段差や電柱等による通行阻害

L型側溝や電柱等が後退前の位置に残ることで、道路内の段差や通行障害物となり、車両の通行や高齢者の安全な歩行等に支障が生じている状況があります。また、L型側溝が元の位置に残っていると後退用地が道路と認識されにくく、支障物の設置を誘発する可能性があります。



課題③ 後退用地の寄附の伸び悩み

課題①②に対しては、寄附等により公道化し、L型側溝や電柱等に移設し、従前の道路と後退用地を一体的に道路状に整備することが有効ですが、狭あい協議件数（年間約700件（公道約450件））に対して寄附に至る件数が限られています。（年間約15件）

3 課題の解決に向けて

(1) 市民意見の調査

・**調査概要** 令和6年末から令和7年初めにかけて、現地調査に併せて、狭あい道路沿いの居住者宅に「後退用地に塀や自動販売機等を設置している場合の理由」「撤去するための条件」「後退用地を寄附する条件」等のアンケートを投函し、市民の意識調査を**実施**した。

調査期間	令和6年12月18日～令和7年1月6日
実施対象	狭あい道路沿いの居住者
調査方法	返信はがき付きアンケートの投函 Logoフォーム
回答件数	46件/1,223件

・調査結果のまとめ

○後退用地に物を設置しても問題だと感じていなかった、物を後退用地に置いている認識がなかった、隣も出ているので物を置いてもいいと思っていた、という声がありました。

○市による後退用地の無料舗装制度、固定資産税が非課税になることやブロック塀の除却補助など、既存の市の制度を知らなかったという声がありました。

○手続が容易になれば後退用地の寄附することに前向きな意見がありました。
○条件次第では後退用地内の支障物の撤去に前向きな意見がありました。

○狭あい道路の拡幅の必要性、重要性、既存制度について、狭あい協議や防災イベント等を活用し、より効果的な周知・啓発を進める必要があります。

○手続の見直し、支援策の充実等、寄附や支障物撤去につながる促進策の検討が必要です。

3 課題の解決に向けて

(2) 国交省のガイドラインにおける事業の進め方

- 緊急時の対応に備えるべく、より効果的に市街地環境を改善するためには、重点的に取り組むべき地域（重点地域）及び路線を選定して、優先して整備等を進めていくことが重要であることが示されています。



狭あい道路対策に関するガイドライン
(令和6年3月)

狭あい道路の解消に向けた制度の構築や事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例等を示す資料です。

ガイドラインが示す事業実施の考え方

【重点的に取り組むべき地域及び路線の選定】

緊急時の対応に備えるべく、より効果的に市街地環境を改善するため、**重点的に整備すべき地域（重点地域※）や路線を選定し、優先して整備等を進めていくことが重要**

※ 重点地域の選定の考え方

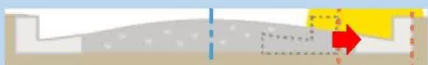
- ・災害リスクが高く、道路閉塞等により緊急車両の通行や避難ができないことが見込まれる地域
- ・狭あい道路が多く残る地域
- ・関係住民の合意形成が図られ、整備効果の早期発現が見込まれる地域 など

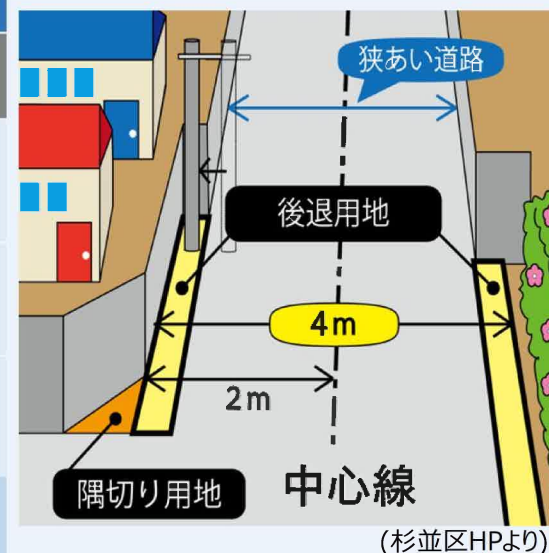
狭あい道路対策事業の取組状況について

3 課題の解決に向けて

(3) 他都市の先進事例の調査

政令市や県内行政庁、ガイドラインなどで紹介されている狭あい道路の解消に積極的に取り組む都市への調査結果を整理しました。

後退用地に関する制度			川崎市	横浜市	藤沢市	杉並区	岡崎市	浜松市
対象となる狭あい道路の公道・私道の分類			公道 私道	公道 私道	公道	公道 私道	公道	公道
A 後退用地を 公道化する 制度	寄附	(後退用地と敷地の周囲の地権者と境界確定して分筆登記が必要)	有 (公道)	有 (公道)	有	有 (公道)	有	有
	無償使用	(後退用地を市が無償で使用する制度で、 <u>民地のまま道路法の区域</u> にして市が道路として管理する)	—	有 (公道)	有	有 (公道)	—	—
	買収	(固定資産税評価額の10～13%程度で買収)	—	有 (公道の角地)	有	—	—	—
B 段差解消等 の制度	L型側溝等の 移設による 段差解消等	(L型側溝等を移設し、路線全体を段差のない状態に整備する・都市によっては電柱移設も併せて実施) 	—	有	有	有	有	有
C 上記の 制度利用 促進の支援	整備	(舗装整備を行政が実施)	有	有	有	有	有	有
	調査等	(測量・作図を行政が実施)	—	有	有	有	有	有
		(現地調査・見積提示・相談受付を行政が実施)	—	有	—	—	有	有
	助成等	(隅切り用地を設けた場合の奨励金を交付)	—	有	有	有	有	有
		(支障物撤去費用の助成金を交付)	有	有	有	有	有	有
	重点整備	(整備促進路線を定めて重点的に取り組む)	—	有	—	有	—	—
誘導・周知			(広報・周知活動を実施)	有	有	有	有	有



後退用地の公道化、段差解消等の制度の利用を促進するための支援制度が充実しています。

4 狭あい道路対策事業の今後の方向性

【狭あい道路の課題】

課題① 後退用地への支障物の設置 課題② 道路内の段差や電柱等による通行阻害 課題③ 後退用地の寄附の伸び悩み



【解決に向けた考え方】

- ・支障物の設置を防止する有効な取組による道路交通の円滑化
- ・L型側溝や電柱等の移設によるフラットな道路空間の創出
- ・寄附手続や道路整備費用等の負担軽減による寄附の促進

【国交省のガイドライン】（P 8 参照）

重点的に整備すべき地域（**重点地域**）や路線を
選定し、優先して整備等を進めていくことが重要



【他都市の先進事例】（P 9 参照）

- A 後退用地を公道化する制度（寄附、無償使用、買取）
- B 段差解消等の制度（段差解消等）
- C 上記の制度利用促進の支援（整備、調査等、助成等、重点整備、誘導・周知）



【今後の検討の方向性】

- ・後退用地の公道化の促進や道路の段差解消等に向けた**新たな取組を実施**
- ・効果的かつ着実に推進するため、「**重点地域**」を**定めて**新たな取組を実施
- ・より効果的に事業推進を図るため、重点地域の中に、特に**優先的に整備すべき路線を選定**